

## 生駒市規則第12号

生駒市養育医療の給付に関する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

生駒市長 山下 真

### 生駒市養育医療の給付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第20条に規定する養育医療の給付について、母子保健法施行令（昭和40年政令第385号）及び母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(養育医療の給付の申請)

第2条 省令第9条第1項の規定による申請は、養育医療給付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 指定養育医療機関の医師が作成した養育医療意見書（様式第2号）
- (2) 世帯調書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合において、養育医療の給付を行うことを決定したときは養育医療給付決定通知書（様式第4号）及び省令第9条第2項の養育医療券（以下「養育医療券」という。）を、養育医療の給付を行わないことを決定したときは養育医療不給付決定通知書（様式第5号）を当該申請者に交付するものとする。

(養育医療券の再交付)

第3条 養育医療券の交付を受けた者は、当該養育医療券を紛失し、汚損し、又

は破損したときは、養育医療券再交付申請書（様式第6号）を市長に提出して、養育医療券の再交付を受けることができる。

（養育医療の継続）

第4条 指定養育医療機関は、養育医療券の有効期間を超えて養育医療を行おうとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

2 前項の協議は、養育医療継続協議書（様式第7号）を市長に提出することにより行うものとする。

3 市長は、前項の書類の提出があった場合において、これに同意するときは、養育医療継続同意書（様式第8号）を当該指定養育医療機関に交付するものとする。

（養育医療券の記載事項変更）

第5条 養育医療券の交付を受けた者は、養育医療券に記載された事項のうち、次に掲げる事項に変更があったときは、養育医療券記載事項変更届（様式第9号）に当該変更事項を証する書類及び養育医療券を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 受療者の氏名

(2) 申請者の氏名又は住所

(3) 保険者等の名称（被保険者証等の記号及び番号を含む。）

（移送費の支給）

第6条 法第20条第3項第5号の移送に要した費用の支給を受けようとする者は、移送費用支給申請書（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 保険者が発行した移送に要した費用についての療養費支給決定証明書又は療養費支給決定通知書の写し

(2) 移送に要した費用についての領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合において、移送に要した費用の支給を承認するときは、移送費用支給承認書（様式第11号）を当該申請者に交付するものとする。

（費用の徴収）

第7条 法第21条の4第1項の規定により養育医療の給付を受けた者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から徴収する費用（以下「徴収金」という。）の額は、別表の世帯の階層区分に応じて定まる額とする。

2 月の途中において措置を開始し、又は解除した場合における当該月分の徴収金の額は、日割計算による。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（施行の細目）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。